

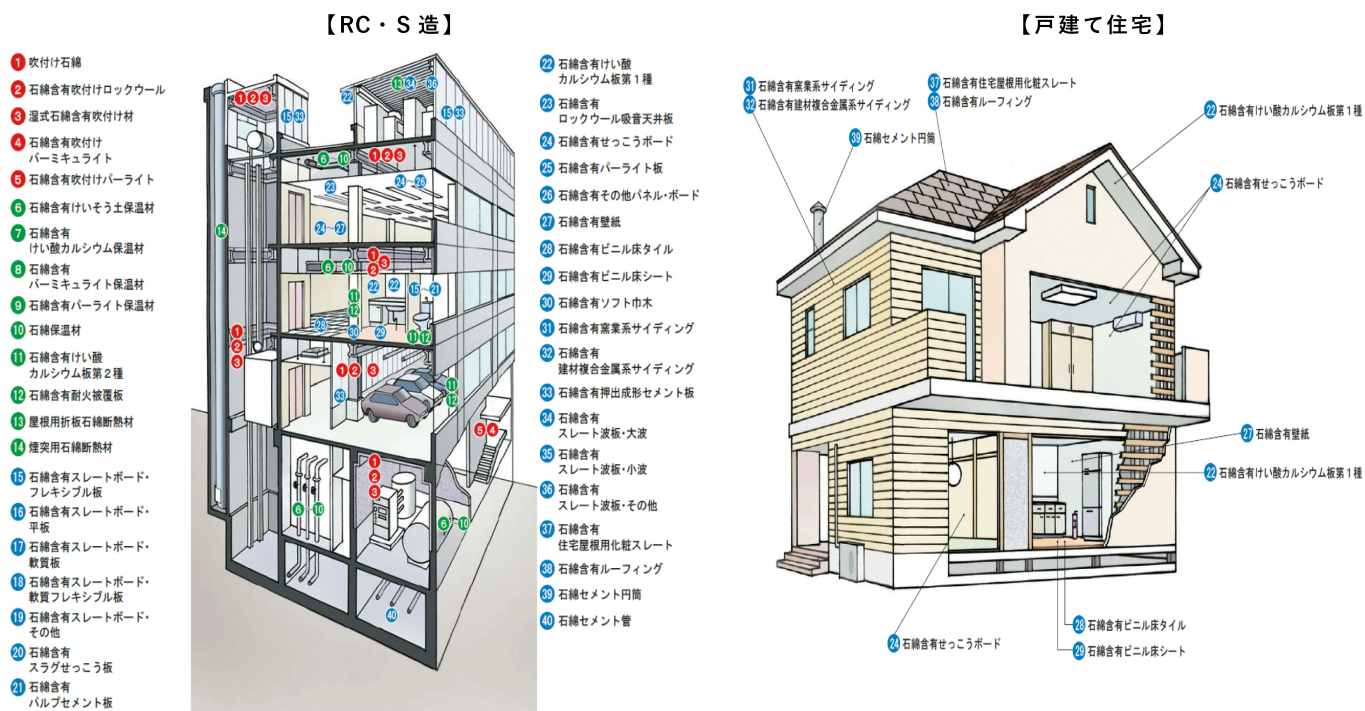
石綿対策は「皆さま」に関わる問題です

ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修工事を行う際は、
石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！

石綿（アスベスト）とは

石綿は、天然の繊維状鉱物で、「いしわた」や「せきめん」と呼ばれています。石綿の繊維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。2006年（平成18年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。こうしたことから、ビルやマンション（RC造、S造）、戸建て住宅などの建築物等の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、**工事の発注者となる建築物等のオーナーなどの皆さま**も、飛散した石綿を吸入する可能性がありますので、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を行っていただく必要があります。

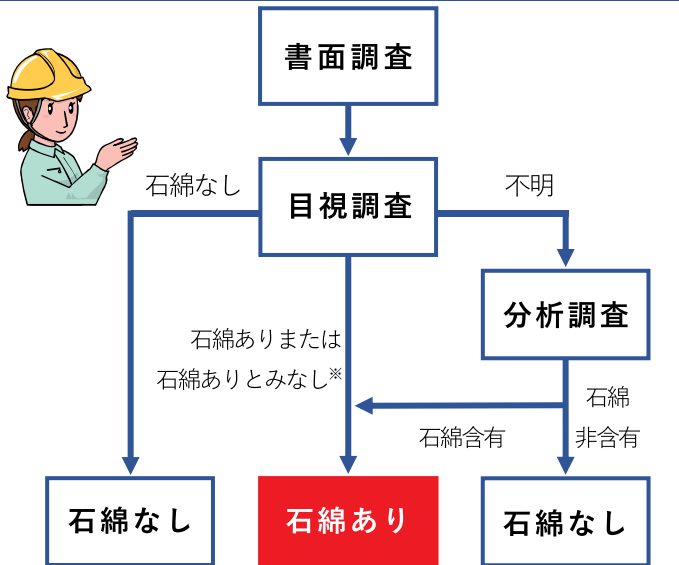
アスベスト含有建材の使用部位例 国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」より引用



建築物等の解体・改修工事の発注者となる方（オーナーなど）は、工事の施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要「石綿障害予防規則又は大気汚染防止法」
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供する等の配慮をすること ■ 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること
費用負担および工事への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
特定粉じん排出等作業の届け出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が地方公共団体へ作業実施届出書を提出すること

事前調査の流れ



※石綿ありとみなして、必要なばく露・飛散防止対策をして工事を行う場合は、分析調査は不要です。

石綿総合情報ポータルサイト 解体・改修工事の発注者向けページ

石綿に関する情報は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。



石綿(アスベスト)の事前調査費用の項目例

・書面調査 ・現地調査 ・裏面確認調査 ・分析調査 ・総合調査報告書 ・諸経費(交通費他)

【参考】適正な事業者を選定するために

石綿(アスベスト)の有無を適切に調査し、適法な工事を行う工事の施工業者を選ぶため、以下のような事項を工事の施工業者に確認することも重要です。

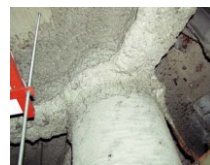
- 仮見積りの段階で、**石綿(アスベスト)調査費用が計上されていること**や、石綿(アスベスト)の**調査を行う資格**(建築物石綿含有建材調査者など)を持っているかを確認します。
- 見積り(アスベスト調査結果後)の段階で、**石綿事前調査結果報告書の提出**を求めましょう。石綿含有吹付材(レベル1)、保温材等(レベル2)がある場合には、**労働基準監督署に提出した計画届の写し**を求めましょう。
※発注者は、これとは別に、自治体への作業実施届出が必要です。
- 解体・改修工事後、石綿(アスベスト)飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録(写真を含む)**の提出を求めましょう。
- 施工業者による石綿(アスベスト)含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、**発注者は写真の撮影を許可する等の配慮**を行いましょう。

【参考】吹付石綿(アスベスト)への対応について

建築基準法では、建築物の最低限の安全性を確保するため、**吹付石綿等について、増築等の改修時における除去または飛散防止措置の実施を義務付け**ています。この吹付石綿等が施工されている建築物は解体・改修等の機会によらず、速やかに対策を行うことを推奨します。

【建築基準法において規制対象とする吹付石綿】

建築基準法において規制対象とする吹付石綿等が施工されているおそれのある建築物に対しては、地方公共団体が調査および除去等の費用の一部を補助している場合があるので、お近くの地方公共団体にご相談ください。



吹付けアスベスト
(鉄骨材の耐火被覆)



アスベスト含有吹付け
ロックウール
(鉄骨材の耐火被覆)

令和5年12月吉日

関係団体の皆さま

厚生労働省 労働基準局
安全衛生部 化学物質対策課
【事業受託】株式会社労働調査会

石綿障害予防規則に基づき、建築物等の解体・改修工事においては、施工業者（事業者）に作業に従事する者の石綿粉じんによるばく露防止対策の措置を講じることが義務づけられています。戸建て住宅などの当該工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、工事の発注者となる建物のオーナーなどにおかれましても、飛散した石綿を吸入する可能性がありますので、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を講じていただく必要があります。

発注者の対策がより徹底されるようにする観点から、昨年度、必要な措置を周知するための発注者向けリーフレットを作成し、関係団体の皆様におかれましては、発注者に理解を求める際の説明等にご活用いただいたところですが、今般、当該リーフレットの内容を更新しました。

主な更新内容としては、工事の発注者となる建築物等のオーナーなどの範囲について、これまでは主に戸建て住宅としていたものに、ビル及びマンションを明示的に追加したものになります。

つきましては、昨年度と同様に、説明等にご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 同封内容

・周知用リーフレット

2. 今回のリーフレットにつきましては、「石綿総合情報ポータルサイト」にも掲載しております。こちらも併せて貴団体のホームページ等にリンクさせていただけますと幸甚です。

(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>)

3. 配送元(厚生労働省「令和5年度 改正石綿障害予防規則の周知広報事業」受託先事務局)

株式会社労働調査会 田中、大石
電話 03-3915-7221

以上